

貸付料の減免基準

主な事由	減額率
法人の教職員が所属する学術団体が、教育・学術活動に使用する場合	使用料の二分の一
国及び地方公共団体（設立団体を除く。）が行う事業等に使用する場合	使用料の二分の一
設立団体が公共の用に使用する場合	使用料の全額
大阪府立大学、大阪女子大学、大阪府立看護大学、大阪府立看護大学医療技術短期大学部及び大阪府立工業高等専門学校の卒業生で構成される団体並びに法人の運営や事業に支援・協力する団体が大学又は高専の学生・教職員を対象とした行事に使用する場合	使用料及び水道光熱費の全額

公立大学法人大阪府立大学施設一時貸付取扱要綱(第6条)抜粋

※減免を希望される場合は、事前にご相談ください。